

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

会 員 就 業 規 約

会 員 就 業 規 約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、公益社団法人木更津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定める。

(センターの就業)

第 2 条 センターは定款の目的に基づき、会員が自発的な意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、互助と共働の実現に資するよう努めなければならない。

2. 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

第 2 章 就 業

(仕事の受注)

第 3 条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき直接の交渉当事者にならない。

(仕事の提供等)

第 4 条 センターは受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、報酬等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第 5 条 センターは、その受託した仕事との関係において就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第 6 条 会員は就業にあたり相互に次の点に留意しなければならない。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

(2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届けること。

(3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他にもらさないこと。

(4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第 3 章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第 7 条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条までの就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

(1) 就業会員は、その中からリーダーを互選すること。

リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連帯および発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力するものとする。

(2) 就業会員は仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

(4) 就業会員が就業中、けがをし、または病気にかかったときに、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センターまたは発注者に連絡など応急の措置をとること。

第 4 章 傷害保険

(傷害保険)

第 8 条 会員の就業中における死傷病については、「シルバー人材センター 団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。